

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00023 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書の対象となる輸出契約に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材）申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約の内容を収録したフロッピーディスク（以下「F/D」という。）を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第1-2による貿易一般保険包括保険（鋼材）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）に輸出契約を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(輸出契約の重大な内容変更等の通知)</p> <p>第3条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項の規定に</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00023 沿革 (略)</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）特約書の対象となる輸出契約に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約の内容を収録したフロッピーディスク（以下「F/D」という。）を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定に基づき被保険者が日本貿易保険から内諾書を取得している場合にあっては、別紙様式第1-2による貿易一般保険包括保険（鋼材・<u>化学品</u>）一般案件申込書（以下「一般案件申込書」という。）に輸出契約を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(輸出契約の重大な内容変更等の通知)</p> <p>第3条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項の規定に</p>	

基づき輸出契約に重大な内容変更等（別表2に掲げる「輸出契約の重大な内容変更等」をいう。）を行ったとき又は保険責任期間を延長しようとするとき（保険申込日の属する月の翌月から12月を超えて保険責任期間を延長しようとする場合に限る。）は、当該変更の生じた日から1月以内かつ保険責任期間内に、申込書に当該変更の内容を収録したF/Dを添付し、本店に提出するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づき申込みをしている場合にあつては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材）変更承認申請書に当該変更の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第22条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材）変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。

第4条 ～ 第6条 （略）

（保険契約の訂正等）

第7条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による貿易一般保険包括保険（鋼材）訂正承認申請書及び当該訂正の必要性を証明する書類にその内容を収録したF/Dを添付し、本店に提出するものとする。ただし、第2条第2項の規定に基づき申込をしている場合にあつては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材）訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

第8条 ～ 第24条 （略）

附 則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

別表1 （略）

基づき輸出契約に重大な内容変更等（別表2に掲げる「輸出契約の重大な内容変更等」をいう。）を行ったとき又は保険責任期間を延長しようとするとき（保険申込日の属する月の翌月から12月を超えて保険責任期間を延長しようとする場合に限る。）は、当該変更の生じた日から1月以内かつ保険責任期間内に、申込書に当該変更の内容を収録したF/Dを添付し、本店に提出するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づき申込みをしている場合にあつては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）変更承認申請書に当該変更の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第22条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。

第4条 ～ 第6条 （略）

（保険契約の訂正等）

第7条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、別紙様式第2による貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）訂正承認申請書及び当該訂正の必要性を証明する書類にその内容を収録したF/Dを添付し、本店に提出するものとする。ただし、第2条第2項の規定に基づき申込をしている場合にあつては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、本店に提出するものとする。

第8条 ～ 第24条 （略）

附 則 （略）

別表1 （略）

別表 2

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	・貿易一般保険包括保険（鋼材）申込書	1 (1)
1-2	・貿易一般保険包括保険（鋼材）一般案件申込書	1 (1)
1-3	・貿易一般保険包括保険（鋼材）変更・訂正承認申請書	1 (1)
2	・貿易一般保険包括保険（鋼材）訂正承認申請書	1 (1)
3-1	・貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
3-2	・貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
4	・貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
5	・貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
6-1	・貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
6-2	・貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書	1 (1)
6-3	・貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)
7	・貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
8-1	・貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)
8-2	・貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)
9	・貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)

別表 2

提出先は、保険契約者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1-1	・貿易一般保険包括保険（鋼材・ <u>化学</u> 品）申込書	1 (1)
1-2	・貿易一般保険包括保険（鋼材・ <u>化学</u> 品）一般案件申込書	1 (1)
1-3	・貿易一般保険包括保険（鋼材・ <u>化学</u> 品）変更・訂正承認申請書	1 (1)
2	・貿易一般保険包括保険（鋼材・ <u>化学</u> 品）訂正承認申請書	1 (1)
3-1	・貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
3-2	・貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
4	・貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
5	・貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
6-1	・貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
6-2	・貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書	1 (1)
6-3	・貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)
7	・貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
8-1	・貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)
8-2	・貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)
9	・貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)

貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品） 手続細則・新旧対照表

10	・貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	10	・貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
11-1	・貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	11-1	・貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)
11-2	・貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	11-2	・貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)
11-3	・貿易一般保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	11-3	・貿易一般保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)
12	・貿易一般保険保険金請求経緯書 （保険金請求額が300万円以下の案件）	1 (1)	12	・貿易一般保険保険金請求経緯書 （保険金請求額が300万円以下の案件）	1 (1)
13	・貿易一般保険時効中断承認申請書	1	13	・貿易一般保険時効中断承認申請書	1
14	・貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	14	・貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)
15	・貿易一般保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	15	・貿易一般保険回収義務終了認定申請書	1 (1)
16	・貿易一般保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	16	・貿易一般保険回収義務履行状況報告書	1 (1)
17-1	・貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書	1 (1)	17-1	・貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書	1 (1)
17-2	・貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書	1 (1)	17-2	・貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書	1 (1)
18	・貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)	18	・貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)
19-1	・貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	19-1	・貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)
19-2	・貿易一般保険権利行使等委任状 （サービサー回収用）	1 (1)	19-2	・貿易一般保険権利行使等委任状 （サービサー回収用）	1 (1)
20	・貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	20	・貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)
<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</p> <p>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による</p> <p>注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>		

別表3（第15条第1項第1号関係）
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. ～ 4. (略)	
5. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る輸出契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書
6. ～ 9. (略)	
10. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）

別表3（第15条第1項第1号関係）
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. ～ 4. (略)	
5. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る輸出契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書 <u>（ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合、当該証明書は不要）</u>
6. ～ 9. (略)	
10. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）

	(2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本(契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと)
11. ～12. (略)	

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。

別表 4（第15条第1項第2号関係）
約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. ～3. (略)	
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びI L C決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書（可能な限り取得のこと。）
5. 保険事故を認める書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカルデポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等

	(2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本(契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと) <u>※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>
11. ～12. (略)	

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。

別表 4（第15条第1項第2号関係）
約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. ～3. (略)	
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びI L C決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書（可能な限り取得のこと。） <u>※上記(1)、(2)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカルデポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等

	<p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p>		<p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p> <p><u>※上記(2)①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>6. ～8. (略)</p>		<p>6. ～8. (略)</p>		
<p>9. 保険証券、又は保険契約台帳</p>	<p>(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）</p> <p>(2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと）</p>	<p>9. 保険証券、又は保険契約台帳</p>	<p>(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）</p> <p>(2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと）</p> <p><u>※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>10. 一部入金がある場合の入</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p>	<p>10. 一部入金がある場合の入</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p>	

金額を確認できる書類		金額を確認できる書類	<u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し	11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
12. 替換算率証明書	外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。）	12. 為替換算率証明書	外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。） <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
13. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し	13. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
14. (略)		14. (略)		
15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し	15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
16. ～20. (略)		16. ～20. (略)		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		
別表6 (略)		別表6 (略)		